

資料10－1

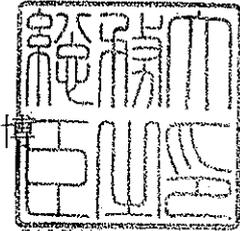
特殊切手「動物愛護週間制定60周年（寄附金付）」
に付加された寄附金の配分団体等の認可について
（諮問第1040号）



諮問第1040号
平成22年7月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



諮 問 書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、平成22年7月7日付け郵経企第158号により、特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」に付加された寄附金に関し、当該寄附金の寄附目的に係る団体でお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同条第5項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第11条の規定に基づき諮問する。

審 査 結 果

審査基準	審査結果	理 由										
<p>【政令】 (寄附金の配分団体等の決定の認可) 第3条 会社は、法第7条第5項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第1項の申請書の写し及び同条第2項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【施行規則】 (認可申請書に記載する事項) 第2条 令第3条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 配分団体の名称及び住所 二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 三 配分団体ごとの配分すべき額 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳 三 法第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>1 <u>認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類</u> 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第2条第1項各号に定める事項が別添申請書の別添1のとおり記載されているほか、施行規則第2条第2項第1号及び第2号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。 また、施行規則第2条第3号に定める書類についても添付されているが、法第9条第2項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>										
<p>【法】 第5条 2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。 <u>一 社会福祉の増進を目的とする事業</u> <u>二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</u> 三 <u>がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</u> 四 <u>原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</u> 五 <u>交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</u> 六 <u>文化財の保護を行う事業</u> 七 <u>青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</u> 八 <u>健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</u></p>	適	<p>2 <u>寄附金を配分すべき団体</u> 会社から申請された配分団体を実施する寄附金が充てられることとなる事業は、すべて法第5条第2項各号の事業に該当していることから、当該団体は、寄附目的に係る団体として妥当なものと認められる。 また、当該団体は、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、その結果を踏まえ、寄附金の範囲内で会社が決定しており、審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。 なお、法第5条第2項各号の事業ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table data-bbox="853 1859 1396 2085"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td>1 1 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td>4 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td>4 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td>5 団体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 4 団体</td> </tr> </table>	法第5条第2項第一号	1 1 団体	第二号	4 団体	第七号	4 団体	第十号	5 団体	計	2 4 団体
法第5条第2項第一号	1 1 団体											
第二号	4 団体											
第七号	4 団体											
第十号	5 団体											
計	2 4 団体											

審査基準	審査結果	理由
<p>九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</p> <p>十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</p> <p>第7条</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p>		
<p>【法】</p> <p>第7条</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p> <p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p>	適	<p>3 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>(1) 取りまとめた寄附金から控除する費用</p> <p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているところ、当該費用は適切に積算されているものの法第7条第2項に定める限度額を超えるため、会社は、寄附金の額から控除する費用の額を当該限度額と同額とすることから、当該費用の額は、妥当なものと認められる。</p> <p>(2) 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>上記(1)の費用の額を控除した後の寄附金における、配分団体ごとの配分すべき額の決定にあたっては、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、団体の繰越収支差額等を勘案して必要に応じて減額を行った上で決定していることから、審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
<p>【法】</p> <p>第7条</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並び</p>	適	<p>4 配分団体が守らなければならない事項</p> <p>配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正を確保するために必要十</p>

審査基準	審査結果	理由
<p><u>に配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>		<p>分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 <u>配分金の用途についての監査に関する事項</u> 配分金の用途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に应ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>

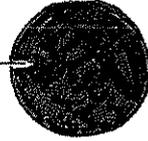
郵経企第158号
平成22年7月7日

総務大臣

原口 一博 様

郵便事業株式会社代表取締役社長

鍋倉 眞



平成22年度動物愛護寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第7条第5項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）第3条の規定に基づき、平成22年度動物愛護寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額
別添1のとおり
- 2 配分団体が守らなければならない事項
別添2のとおり
- 3 配分金の使途についての監査に関する事項
別添3のとおり

平成22年度特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

①社会福祉の増進を目的とする事業(11団体 13,499,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 北海道ボランティアドッグの会	065-0023 北海道札幌市東区北23条東20丁目3番5号	愛犬とともに福祉活動を行うための啓発事業	600,000
特定非営利活動法人 千葉まちづくりサポートセンター	267-0065 千葉県千葉市緑区大椎町1188番地129	所有者不明の犬を速やかに飼い主に返すための「注射済票&迷子札」ホルダーの装着普及・推進事業	2,479,000
特定非営利活動法人 ウェルフェアポート湘南	253-0008 神奈川県茅ヶ崎市芹沢876-4	学校でのよりよい介助犬・聴導犬の福祉授業を行うための担当教職員に対する啓発事業	449,000
特例財団法人 神奈川県動物愛護協会	222-0024 神奈川県横浜市港北区篠原台6-41	行政による動物引取り数の減少への対応及び一般への普及啓発のための野良猫不妊去勢手術実施事業	1,180,000
社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	401-0501 山梨県南都留郡山中湖村山中262番地の1	身体障がい者の社会参加・自立支援のための補助犬とともに個人商店に入店することについての啓発事業	1,000,000
特定非営利活動法人 福井犬・猫を救う会	910-0846 福井県福井市四ツ井1-1-46	野良猫の不要な命を増やさないための避妊・去勢手術助成事業	250,000
社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11-33	盲ろう者のための補助犬育成に関する調査研究事業	1,580,000
社会福祉法人 日本ライトハウス	538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号	聴覚障害者福祉の向上と動物愛護のために、健康な盲導犬の育成に必要な医療機器の整備事業	900,000
公益財団法人 どうぶつ基金	659-0004 兵庫県芦屋市奥池南町71-7	犬や猫の不妊去勢奨励事業及び動物愛護思想の普及啓発を行うための国民むけの啓発事業	254,000
特例社団法人 神戸市獣医師会	651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ハイツビル525号	動物愛護管理のためのマイクロチップ普及事業	2,402,000
特定非営利活動法人 動物愛護協会	700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町4番9号	愛育動物を飼えなくなった方に代わって里親が見つかるまでの愛育事業	2,405,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(4団体 9,089,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会	252-0822 神奈川県藤沢市葛原766-1	非常災害時に被災者救出を行う災害救助犬を生み出すための認定試験開催事業	1,949,000
特例財団法人 日本動物愛護協会	107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階	災害時における被災動物救援のために、動物のケアならびに被災飼い主の支援に特化したボランティアの育成事業	2,089,000
特定非営利活動法人 ワンワンパーティクラブ	418-0103 静岡県富士宮市上井出3472-113	愛犬家を対象とした大震災時における非難知識の習得と非難訓練の実施事業	2,351,000
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	664-0832 兵庫県伊丹市下河原2丁目2-13	自然災害に備えるための新たな救助犬の育成・訓練事業	2,700,000

⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(4団体 5,199,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 サンクチュアリエヌピーオー	433-8123 静岡県浜松市中区幸2丁目17-9	希少野生生物とその繁殖地の保護活動を通じて子どもたちへの動物愛護の啓発推進事業	2,250,000
特例社団法人 岐阜県獣医師会	500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	小中学生の児童・生徒に対する「いのちの授業」の事前授業	1,983,000
特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	617-0843 京都府長岡京市友岡西畑26-1	介助犬啓発事業のための児童・青少年向け及び一般向けの小冊子制作・配布事業	690,000
特例財団法人 関西盲導犬協会	621-0027 京都府亀岡市曾我部町犬飼末ヶ谷18-2	盲導犬の普及啓発を行うための学生(小学校・中学校・高校)向けの啓発事業	276,000

⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(5団体 13,879,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 日本エコツアーリズムセンター	169-0075 東京都新宿区高田馬場2-8-13 今井ビル東館201	野生動物愛護のためのエコツアー等啓発活動及び専門家育成事業	1,930,000
特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所	396-0025 長野県伊那市荒井22番地 通り町第一ビルB1F	動物愛護につながる野生動物と人とが共生できる緩衝地帯再生活動と野生動物の適正管理活動	3,728,000
特定非営利活動法人 スポーツコミュニティ軽井沢クラブ	389-0113 長野県北佐久郡軽井沢町発地1157-6	人と野生動物の健全な棲み分けのために、一般家庭とその飼い主で野生動物の監視及び住民の安全を促す活動事業	2,445,000
特定非営利活動法人 サンクチュアリプロジェクト	837-0921 福岡県大牟田市三池907-19	絶滅危惧種であるテンパンジーの保護を目的とした「ひとりぼっちのテンパンジー」絵本制作と読み聞かせ事業	1,590,000
特定非営利活動法人 どうぶつたちの病院	904-2235 沖縄県うるま市宇原原308-7 メゾン幸205号室	犬や猫等のペット適正飼育の実践、ヤンバルクイナ及びイリオモテヤマネコ等希少野生動物の生息環境改善のための共生地域モデルづくり事業	4,186,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができず、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

42,165円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する経費（社員経費相当分、配分団体との間の通信費等）

635,000円

(3) 合計

677,165円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

特殊切手「動物愛護週間制定 60 周年記念（寄附金付）」
に付加された寄附金の配分団体等の認可について

平成 2 2 年 7 月 2 9 日

総 務 省

1 特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」の発行について

(1) 「動物愛護週間」について

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）において、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めている。この「動物愛護週間」は、昭和24年（1949年）に制定され平成21年（2009年）で制定から60周年を迎えた。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年十月一日法律第五号）

（動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(2) 特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」の発行

郵便事業(株)において、動物愛護週間制定60周年を迎えることを記念して、寄附金を付加した特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」（額面50円+寄附金5円：売価55円）平成21年9月18日（金）から平成22年3月17日（水）までの間、販売した。



2 特殊切手寄附金の配分について

(1) 配分額

配分額 4, 167万円

販売枚数 847 万枚（発行枚数 1,000 万枚、販売率 84.7%）

特殊切手 1 枚当たりの寄附金額が 5 円であるため、受入寄附金額は 4,234 万円。

寄附金配分額については、受入寄附金額から経費を除いた金額となっている。

(2) 配分対象事業

動物に関わる以下の事業を対象とする。

①社会福祉の増進、②非常災害救助等、③青少年の健全な育成、④地球環境の保全

「お年玉付郵便葉書等に関する法律」による 10 分野の対象事業うち、次の 4 つの分野において動物との関わりを持つ事業を対象とする。

① 社会福祉の増進を目的とする事業

【具体例】

- ・ 補助犬等の育成事業
- ・ 動物愛護管理のための不妊去勢手術、マイクロチップ

② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

【具体例】

- ・ 救助犬の育成事業
- ・ 災害時における被災動物救援のための人材育成

③ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

【具体例】

- ・ 野生生物保護活動を通じて、子供たちへの動物愛護の啓発推進事業
- ・ 補助犬育成事業のための学生向けの啓発事業

④ 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

【具体例】

- ・ 絶滅危惧種の保護を目的とした事業
- ・ 人と野生動物との共存のための事業

(3) 申請及び配分の概要

- ・ 申請は、全体で、65団体、1億6,039万円
社会福祉関係が全体の約60%を占めており、それ以外（非常災害救助、青少年育成、地球環境保全）がそれぞれ10%強。
- ・ 配分は、全体で、24団体、4,167万円
採択率は件数で37%、金額で26%
【参考】H22年度一般年賀寄附金の採択率は件数で26%、金額で17%
分野別の配分は配分団体で社会福祉関係が、配分額で地球環境保全がもっとも多い。

(4) 配分の特徴（選考に際して審査委員が考慮した主な事項等）

審査基準

- ①社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業
- ②先駆性の高い事業
- ③事業計画が明確化され、実現性が高い事業
- ④緊急性の高い事業

<審査委員からのコメント>

- ・ 本来個人の趣味・嗜好に過ぎなかったペット飼育が今や個人の範囲を超えて、社会的管理が必要な問題となっている。
- ・ ICチップの埋め込みや飼い主に対する啓発活動、地域猫運動など迷い犬、猫などを出す原因を絶とうとする対策は、社会的な必要性が高いと思われる。
- ・ 犬猫の里親制度や動物シェルターの建設など持続的な対応策のインフラを作ろうとするものについては助成効果が高いと考えた。
- ・ 震災時のペット保護、高齢者飼育ペットの保護など、動物愛護の基本的な仕組み作りも大切な視点であると考えた。
- ・ 野生動物の生息環境などに働きかけることで人と動物との棲み分け、共生を目指す対策なども必要な事業であると考えた。 等

2 審査結果

申請された特殊切手「動物愛護週間制定 60 周年記念（寄附金付）」の配分団体等については、以下のとおりお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 7 号。以下「施行規則」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>【政令】 （寄附金の配分団体等の決定の認可）</p> <p>第 3 条 会社は、法第 7 条第 5 項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第 1 項の申請書の写し及び同条第 2 項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【施行規則】 （認可申請書に記載する事項）</p> <p>第 2 条 令第 3 条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 配分団体の名称及び住所</p> <p>二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要</p> <p>三 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法</p> <p>二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳</p> <p>三 法第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額</p>	適	<p>1 認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類</p> <p>郵便事業株式会社（以下「会社」という。）から提出された認可申請書には、施行規則第 2 条第 1 項各号に定める事項が記載されているほか、施行規則第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める書類が添付されていることから、認可申請書として妥当なものと認められる。</p> <p>また、施行規則第 2 条第 3 号に定める書類についても添付されているが、法第 9 条第 2 項の規定による寄附金に充てられた金額はなしとしている。</p>

<p>【法】</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <p>一 <u>社会福祉の増進を目的とする事業</u></p> <p>二 <u>風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</u></p> <p>三 <u>がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</u></p> <p>四 <u>原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</u></p> <p>五 <u>交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</u></p> <p>六 <u>文化財の保護を行う事業</u></p> <p>七 <u>青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</u></p> <p>八 <u>健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</u></p> <p>九 <u>開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</u></p> <p>十 <u>地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</u></p> <p>第7条</p> <p>3 <u>会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u></p>	適	<p>2 寄附金を配分すべき団体</p> <p>会社から申請された配分団体を実施する寄附金が充てられることとなる事業は、すべて法第5条第2項各号の事業に該当していることから、当該団体は、寄附目的に係る団体として妥当なものと認められる。</p> <p>また、当該団体は、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会での審議を行い、その結果を踏まえ、寄附金の範囲内で会社が決定しており、審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p> <p>なお、法第5条第2項各号の事業ごとの配分団体数は以下のとおり。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>法第5条第2項第一号</td> <td style="text-align: right;">1 1 団体</td> </tr> <tr> <td>第二号</td> <td style="text-align: right;">4 団体</td> </tr> <tr> <td>第七号</td> <td style="text-align: right;">4 団体</td> </tr> <tr> <td>第十号</td> <td style="text-align: right;">5 団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">2 4 団体</td> </tr> </table>	法第5条第2項第一号	1 1 団体	第二号	4 団体	第七号	4 団体	第十号	5 団体	計	2 4 団体
法第5条第2項第一号	1 1 団体											
第二号	4 団体											
第七号	4 団体											
第十号	5 団体											
計	2 4 団体											

<p>【法】 第7条 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第9条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。 3 <u>会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第5条第3項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</u></p>	<p>適</p>	<p>3 配分団体ごとの配分すべき額 (1) <u>取りまとめた寄附金から控除する費用</u> 会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費等を計上しているところ、当該費用の額は、適切に積算されていることから、妥当なものと認められる。 また、会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、配分団体との間の通信費、監査のための業務旅費等を計上しているところ、当該費用は適切に積算されているものの法第7条第2項に定める限度額を超えるため、会社は、寄附金の額から控除する費用の額を当該限度額と同額とするとしていることから、当該費用の額は、妥当なものと認められる。 (2) <u>配分団体ごとの配分すべき額</u> 上記(1)の費用の額を控除した後の寄附金における、配分団体ごとの配分すべき額の決定にあたっては、会社において、申請団体の資格及び対象事業の範囲・条件に関する審査を行った上で、社外有識者による書面審査及び社外有識者から構成される審査委員会で審議を行い、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、団体の繰越収支差額等を勘案して必要に応じて減額を行った上で決定していることから、審査の過程は公正であり、妥当なものと認められる。</p>
---	----------	---

<p>【法】 第7条</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために<u>当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>5 会社は、第3項の規定による決定をし、又は前項に規定する<u>当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項</u>を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>適</p>	<p>4 <u>配分団体が守らなければならない事項</u> 配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p> <p>5 <u>配分金の用途についての監査に関する事項</u> 配分金の用途についての監査に関する事項については、その内容として、監査に応ずる義務、監査実施時期、監査の実施方法が定められており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、法第7条第4項の規定に適合し、妥当なものと認められる。</p>
--	----------	--

3 お年玉法に基づく寄附目的を限定した寄附金付切手の発行状況及び配分状況等

項 目	発 行 状 況				配 分 状 況 等	
	年 月 日	券種数	寄附金額	発行枚数	配分団体数	配分額
ガン征圧	昭和41.10.21	種	円	万枚	団体	百万円
		2	3	3,500	5	200
			5	2,500		
国際障害者年	昭和56.9.1	1	10	2,400	6	225
第11回世界ろう者会議	平成3.7.5	1	10	2,000	53	111
阪神・淡路大震災	平成7.4.20	1	20	5,000	2	943
有珠山噴火災害	平成12.7.19	2	20	2,000	3	355
三宅島噴火災害	平成12.11.15	2	20	1,500	5	278
特別史跡キトラ古墳	平成15.10.15	2	10	2,000	1	67
動物愛護週間制定60周年記念	平成21.9.18	1	5	1,000	24	42

参 考 资 料

1 申請の状況及び配分案

- (1) 発行枚数 : 1, 000万枚
 (2) 販売枚数 : 847万枚 (販売率 84.7%)
 (3) 受入寄附金額 : 4, 234万円 (1枚当たりの寄附金額 : 5円)
 (4) 費用 : 68万円

【内訳】

- ① 寄附金付郵便切手の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため会社において特に
 要した費用 : 4万円
 ・ 寄附金の取りまとめ等のための職員人件費
- ② 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に
 要する費用 : 64万円
 ・ 寄附金の管理等のための職員人件費
 ・ 申請団体等との通信に要する費用 等
- (5) 配分原資 : 4, 167万円 ((3) - (4))
 (6) 配分予定額 : 4, 167万円
 (7) 繰越金 : 0円 ((5) - (6))

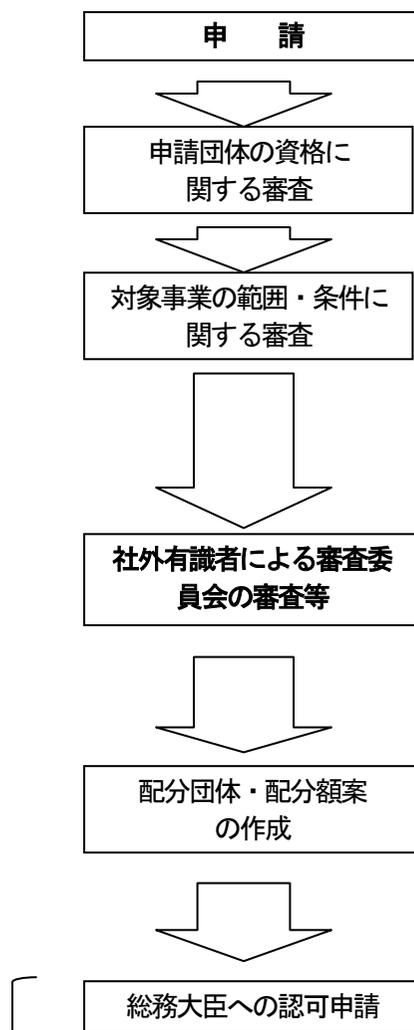
事業ごとの団体数及び配分額

	申請			配分案		
	団体数	申請額(万円)	構成比	団体数	配分額(万円)	構成比
1号事業(社会福祉)	37	8,974	55.9%	11	1,350	32.4%
2号事業(非常災害救助)	8	2,612	16.3%	4	909	21.8%
7号事業(青少年健全育成)	11	2,225	13.9%	4	520	12.5%
10号事業(地球環境保全)	8	2,229	13.9%	5	1,388	33.3%
合計(注1、2)	64	16,040	100.0%	24	4,167	100.0%

(注1) 申請団体数については、上記に含まれない営利法人からの申請が1件あるため合計申請団体数は65団体。

(注2) 四捨五入のため合計値が合わないことがあります。

2 郵便事業株式会社における寄附金配分団体・配分額案 決定の流れ



郵便事業株式会社（以下「会社」という。）の「平成22年度動物愛護寄附金配分事業申請要領（参考資料5、以下「申請要領」という。）」に従い、平成22年3月1日～同年4月30日の間に申請

申請要領2. 「申請のできる団体（営利を目的としない公益の増進に寄与する法人格を持つ団体であること）」に合致していることを審査

申請要領3. 「申請のできる事業分野と事業期間（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項の内、下記に掲げられている事業のいずれかに該当すること、平成23年3月末日までに事業が完了すること等）」に合致していることを審査

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ④ 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

外部の有識者（審査委員5名）による書面審査及び審査委員会で審議

【審査基準】

- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業
- ② 先駆性の高い事業
- ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業
- ④ 緊急性の高い事業

審査委員会の審査結果を踏まえ、会社において、寄附金の範囲内で配分団体を決定

※ なお、配分団体ごとの配分すべき額については、お年玉付郵便葉書等に関する法律の規定の趣旨に則り、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、必要に応じて減額を行った上で、決定

会社取締役会で決定の上、総務大臣に認可申請

3 配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

4 配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

5 関係法令条文

お年玉付郵便葉書等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十四号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第二百七十九号)	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則 (平成十五年総務省令第七号)
<p>第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発行の数 二 販売期間 三 くじ引の期日 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続 (寄附金付郵便葉書等の発行) <p>第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。</p> <p>2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉の増進を目的とする事業 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 六 文化財の保護を行う事業 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</p> <p>3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附目的 二 発行の数 三 販売期間 四 付加される寄附金の額 <p>4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。</p> <p>（寄附の委託）</p> <p>第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとす</p> <p>（寄附金の処理等）</p> <p>第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。</p>		

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。</p> <p>4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の用途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）</p> <p>第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。</p>	<p>（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）</p> <p>第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の公募（以下単に「公募」という。）は、寄附金の配分を受けるための申請の受付期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。</p> <p>2 公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寄附金の配分を受けることができる団体の資格 二 寄附金の配分を受けるための申請の受付期間及び場所 三 申請に必要な書類 四 配分団体の選定の方法

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の用途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。</p>	<p>(寄附金の配分を受けるための申請の手続)</p> <p>第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。</p> <p>一 申請団体の名称及び住所</p> <p>二 申請団体の行う事業</p> <p>三 寄附金を使用して行おうとする事業の実施計画並びにその事業の着手及び完了の予定時期</p> <p>四 配分を受けようとする寄附金の額及びその算出の基礎</p> <p>五 配分に係る寄附金の交付を必要とする時期</p> <p>2 前項の申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(寄附金の配分団体等の決定の認可)</p> <p>第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(認可申請書に記載する事項)</p> <p>第二条 令第三条の認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 配分団体の名称及び住所</p> <p>二 配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要</p> <p>三 配分団体ごとの配分すべき額</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法</p> <p>二 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳</p> <p>三 法第九条第二項の規定により寄附金に充てられた金額</p> <p>(配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請)</p> <p>第三条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>(配分金の用途についての監査に関する事項に係る認可申請)</p> <p>第四条 法第七条第五項に規定する同条第四項の配分金の用途についての監査に関する事項に係る認可の申請は、当該事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>

お年玉付郵便葉書等に関する法律	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則
<p>第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。</p> <p>（寄附金の経理等）</p> <p>第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。</p> <p>第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。</p> <p>（協議等）</p> <p>第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p>	<p>（審議会等で政令で定めるもの）</p> <p>第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。</p>	

6 寄附目的を限定した寄附金付切手の発行状況及び配分状況等

項 目	発 行 状 況				配 分 状 況 等		
	年 月 日	券種数	寄附金額	発行枚数	配分団体数	配分額	販売率
☆オリンピック東京大会	昭和 36. 10. 11	種 26	円 5	万枚 21, 100	団体 1	百万円 964	% 100. 0
ガン征圧	昭和 41. 10. 21	2	3 5	3, 500 2, 500	5	200	94. 9
☆日本万国博覧会	昭和 44. 3. 15	2	5 10	1, 500 750	1	139	100. 0
☆札幌オリンピック冬季大会	昭和 46. 2. 6	2	5	4, 000	1	183	100. 0
☆高松塚古墳保存	昭和 48. 3. 26	3	5 10	10, 020 2, 030	1	662	99. 7
☆沖縄国際海洋博覧会	昭和 49. 3. 2	1	5	5, 000	1	228	99. 6
国際障害者年	昭和 56. 9. 1	1	10	2, 400	6	225	100. 0
☆国際技術科学博覧会	昭和 59. 2. 10	1	10	2, 500	1	226	98. 9

項 目	発 行 状 況				配 分 状 況 等		
	年 月 日	券種数	寄附金額	発行枚数	配分団体数	配分額	販売率
		種	円	万枚	団体	百万円	%
☆国際花と緑の博覧会	平成元. 6. 1	1	10	2,500	1	208	72.2
	平成 2. 3. 30	1	4	2,000			
第 1 1 回世界ろう者会議	平成 3. 7. 5	1	10	2,000	53	111	61.6
阪神・淡路大震災	平成 7. 4. 20	1	20	5,000	2	943	94.6
☆長野オリンピック冬季大会	平成 9. 2. 7	2	10	4,000	1	349	87.8
有珠山噴火災害	平成 12. 7. 19	2	20	2,000	3	355	89.8
三宅島噴火災害	平成 12. 11. 15	2	20	1,500	5	278	93.2
☆2002FIFA ワールドカップTM	平成 13. 5. 31	3	10	3,000	1	262	87.8
特別史跡キトラ古墳	平成 15. 10. 15	2	10	2,000	1	67	38.0
☆2005年日本国際博覧会	平成 16. 3. 25	2	10	3,000	1	141	47.1
動物愛護週間制定60周年記念	平成 21. 9. 18	1	5	1,000	24	42	84.7

☆は特別措置法によるもの。

7 動物愛護寄附金配分事業申請要領

平成 22 年度動物愛護寄附金配分事業申請要領

はじめに

動物愛護に係る事業に対する平成 22 年度動物愛護寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成 22 年 3 月 1 日(月)から同年 4 月 30 日(金)

【動物愛護寄附金について】

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づき、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的として、毎年 9 月 20 日から 26 日を「動物愛護週間」と定めています。この「動物愛護週間」は、昭和 24 年（1949 年）に制定され、昨年（2009 年）で制定から 60 周年を迎えました。動物愛護週間の期間中は、例年、国、地方自治体、関係団体が協力し、動物の愛護と管理に関する普及啓発のため、さまざまな行事が開催されます。

郵便事業株式会社では、動物愛護週間制定 60 周年を迎える記念として特殊切手「動物愛護週間制定 60 周年記念」を平成 21 年 9 月 18 日に発行し、平成 22 年 3 月 17 日まで販売しております。販売価格 55 円のうち 5 円を寄附金とし、1,000 万枚発行いたしました。皆さまより寄せられました寄附金は、社会福祉の増進等を目的とする、動物との関わりを持つ事業に助成されます。

年賀寄附金配分事業は郵便事業株式会社が「お年玉付郵便葉書に関する法律」（昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号）に基づいてこれを行っています。お預かりしました寄附金を、法律に定められています 10 の分野の事業のうち 4 分野の事業（P. 4「3. 申請のできる事業分野と事業期間」を参照）を行う団体に配分します。

寄附金配分事業は、社会の発展に大きく貢献することを目的としています。

【動物愛護寄附金配分事業の分野について】

動物愛護寄附金配分による助成は、公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・調査研究等の事業分野に対し行われます。申請可能な金額は 1 件あたり上限 500 万円です。

（助成対象事業の内容事例）

なお、次のような事業が助成対象事業の事例と考えられますが、これらに限るものではありません。

(1) 動物愛護管理に関する各種普及啓発活動

例：リーフレット・ポスター等の作成、動物の飼い方教室や適正飼養等講習会・講演会等開催、動物愛護管理に関する普及啓発（適正飼養推進により危害を 방지、地域環境衛生等に資することによる地域福祉増進への寄与）

(2) 飼い主のいない犬・猫等の収容・譲渡の推進

例：シェルターへの収容・飼育、適正な飼い主への譲渡推進（飼い主のいない犬・猫等を減らし、地域衛生環境等に資することによる地域福祉増進への寄与）

(3) 盲導犬・介助犬等の育成普及、余生の充実等に関する事業

例：盲導犬・介助犬等の育成普及、生活環境等の整備、余生の充実等（よりよい介護犬の生活環境整備による障がい者等の社会福祉増進への寄与）

(4) 動物の個体識別の推進

例：マイクロチップの個体への挿入等による個体識別装置の推進（個体識別装置推進による飼い主のいない犬猫等の削減等の地域福祉増進への寄与）

(5) 災害時等における動物の救援

例：災害時等における適正な動物の救援を実施（動物の救援・収容等により地域環境衛生に資することによる地域福祉増進への寄与）

(6) 非常災害等の救助活動への動物寄与

例：災害にあたり動物の能力を発揮することによる救助活動の推進（非常災害時の被災者等の救助活動や災害予防活動への寄与）

(7) アニマルセラピー活動

例：動物と人間のふれあいによるセラピーに対する動物の寄与（福祉増進への寄与、青少年健全育成への寄与）

(8) 飼養動物の愛護及び適正な管理を通じた野生生物の保護活動

（野生生物への理解を通じての青少年健全育成への寄与、地球環境保全への寄与）

【動物愛護寄附金配分事業の方向付け・審査・評価】

郵便事業株式会社が取り組む社会貢献施策の 1 つに年賀寄附金配分事業があり、当事業を広く社会の知性により配分事業の方向付けをいただくために、郵便事業株式会社の社外有識者による「年賀寄附金アドバイザー・グループ」が平成 18 年に設置されました。そして年

資寄附金配分の申請を審査する年賀寄附金審査委員会及び助成された事業の成果を評価する年賀寄附金評価委員会が、同じく社外有識者により構成されています。

このように年賀寄附金制度は透明で公正な事業運用がなされる仕組みを整えています。

動物愛護寄附金配分事業についても、当審査委員会において、動物愛護寄附金配分事業の審査・評価を行います。

1. 配分事業の流れ



※ 太線 () で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

2. 申請のできる団体

寄附金付動物愛護切手の購入者からお預かりした寄附金は公募申請により助成金として配分いたします。

申請可能な団体は営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ団体です。具体的には

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特例社団法人
- (3) 特例財団法人
- (4) 公益社団法人
- (5) 公益財団法人
- (6) 特定非営利活動法人(NPO法人)

であり、お年玉付郵便葉書等に関する法律により定められている対象事業10分野のうち、下記3に示す今回対象の4分野の事業を行う法人が申請できる法人となります。

また、その法人は法人の最新決算時において法人登記後1年以上を経過しており、丸1年間の年度決算書を確定している必要があります。

これらの条件に合致しない団体、例えば任意団体や医療法人・宗教法人・学校法人・一般社団法人・一般財団法人等は申請できません。

なお、平成20年12月1日より新公益法人法が施行になりました。申請後に法人種別、法人名称等変更の生じることが想定されます。今回の動物愛護寄附金配分事業では申請時点の法人種別が継続されるものとみなします。

公益認定を受けて移行した公益社団法人・公益財団法人の場合は移行以前の法人期間を通算できます。

3. 申請のできる事業分野と事業期間

申請できる事業分野は「お年玉付郵便葉書等に関する法律」による10の分野のうち、今回は以下の4つの分野を対象とします。団体は定款又は寄附行為に基づいて行うこれらの事業について配分申請ができます。事業は寄附金を配分することを決定した日以降に実施し、平成23年3月末日までに経費の精算(支払い)も含めて完了するものを対象とします。事業は日本国内で実施されるものを対象とし、海外で実施される事業は対象外とします。ただし、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業とみなし、今回の対象となります。

(1) 対象事業

- ① 社会福祉の増進を目的とする事業
- ② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

- ③ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
 - ④ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
- (2) その他の条件
- ① 動物愛護寄附金はそれ以外の助成団体への併行申請は可能ですが、動物寄附金配分申請事業と重複する事業内容に対して別の補助金・助成金が決定された場合には動物愛護寄附金の配分は行いません。
 - ② 申請は1法人1申請とします。1施設1申請ではありません。
 - ③ 助成事業において改修する施設、配備する機器・車両等は、寄附金配分対象となっている4つの事業(前記(1)①～④)の実施に直接つながるものであることが必要です。
 - ④ 助成事業における車両購入は、車両本体価格のみを配分対象とし、付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用等は申請団体の自己負担となります。
 - ⑤ 車両・機器は、配備後自ら所有するものを対象とし、リース・レンタル配備を行うものは対象としません。また、中古品も対象としません。
 - ⑥ 施設改修は、模様替工事及び修理・保全工事のみを対象とし、新築・増築のように建築面積・床面積を増やすものは対象としません。施設は法人所有施設、公的施設を対象とします。個人所有施設の場合には5年以上の長期貸与契約(無償・有償を問いません。契約期間が5年以上であり、平成22年7月1日以降の残存契約期間が3年以上あるものとします。)がなされていることが条件となります。
 - ⑦ 申請に係る事業の実施の緊急性が高いものであること。
 - ⑧ 申請法人が自ら実施する事業であること。ただし、申請法人の責任において事業の一部を外部へ委託することは可能です。
- (3) 申請事業に期待すること。
- ① 社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること
事業への社会的要請が高く、また、事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。
 - ② 先駆性の高い事業であること
従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。
 - ③ 事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること
事業は具体的に計画され、平成22年度内に完了する事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いが高いこと。
 - ④ 緊急性の高い事業であること
平成22年度内に実施する必要性の高い事業であること。
- (4) 定量的条件の配慮
以上の期待を優先審査し、さらに以下の定量的条件が優先順位決定に加味されます。

- ① 寄附金申請額がより小さい方を優先(助成を必要とするできるだけ多くの団体に配分するため)
- ② 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が大きい方を優先(事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体)
- ③ 団体の前年度決算における次期繰越収支差額のより小さい方を優先(財政状況が厳しく助成の必要性のより高い団体)

4. 配分申請に必要な書類

配分申請に必要な書類は下記のとおりです。動物愛護寄附金配分申請書用紙は年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)からダウンロードできます。また、郵送で同用紙を希望される方は下記年賀寄附金事務局まで郵便はがき若しくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成22年度動物愛護寄附金配分申請書類 希望」と明記の上、お申し込みください。

- (1) 申請書類 (必須提出書類)
- ① 動物愛護寄附金配分申請書
 - ② 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書
意見書についてはP.9「12.その他参考情報」をご参照ください。
 - ③ 申請する団体の定款又は寄附行為
 - ④ 平成20年度申請団体収支決算書
 - ⑤ 平成21年度申請団体収支予算書
 - ⑥ 必要の見積書
 - ⑦ 施設の場合、図面及び改修箇所の写真など事業内容が具体的に分かる書類等
(個人所有施設の場合は施設貸与契約書の写しも添付)
- (2) 説明資料
- ① 団体及び活動を紹介したパンフレット等(作成している場合)
 - ② その他必要と考える説明資料
- (3) 返信用郵便はがき (必須提出)
- 申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書P.1「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した「返信用郵便はがき」を必ず同封してください。通常はがきとし、往復はがきとはしないでください。

申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書(A4)を折らずに入る封筒)を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。特に「意見書」は必須ですので、入手のために余裕時間をもってご準備ください。

(申請書用紙の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 経営企画部 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00又は13:00～17:00にお願いたします。)

受付期間は平成22年3月1日(月)から、平成22年4月30日(金)(当日消印有効)です。消印が5月1日(土)以降の応募については、理由の如何を問わず審査をいたしません。

(4) 申請書記入上の注意

- ① 配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。
- ② 配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出ください。
なお、コピーは片面とし、両面刷りにしないでください。
- ③ 配分申請書は所定の申請書様式を使用してください。記載紙面の追加は認められません。申請書ページ数を超えないようにしてください。ページ数の範囲内であれば記入項目により、記入行数を増減しても構いません。
- ④ 審査は申請書類(添付資料を含む)のみで行いますので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した、的確でかつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心掛けてください。また、第三者が容易に判読・理解できるよう、分かりやすい記載をお願いいたします。

5. 配分の決定と通知の時期

- (1) 寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は平成22年7月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき書面にてお知らせいたします。

6. 配分通知の交付式と事業の実施

- (1) 寄附金配分対象団体へは郵便事業株式会社から連絡の上、動物愛護寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、その際にご出席をお願いいたします。
- (2) 配分申請に対し、審査委員会において金額や内容につき査定が行われる場合があります。

7

すので、申請された金額が大幅に減額となる可能性があります。その際は申請団体に連絡します。減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、動物愛護寄附金配分を辞退することができます。

- (3) 配分決定の時期は申請から3～4か月ほど経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。見積もりを再度とっていただき、現状に即した事業実施計画書に修正を行い、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。ただし、申請の骨格を交えるような修正は審査の趣旨に反しますので、あくまでも申請内容に沿った小規模な修正としていただきます。
- (4) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ助成金から減額いたします。この場合自己負担金額の減額はできません。
- (5) 寄附金は事業の終了月の月末に配分いたします。ただし、申請団体の要望に基づき当社が認める場合には、事業開始月・事業終了月の時期から送金月(2回)を選択することができます。

7. 動物寄附金配分事業の表示

寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子調製などはその冊子へ、その他の場合は何らかの方法をもって動物愛護寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします)。

なお、寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合、「郵便事業株式会社により動物愛護寄附金配分を受けました」旨の記述をお願いいたします。その際は年賀寄附金事務局(下記「10. お問い合わせ先」の連絡先)までご連絡ください。

8. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了報告書」及び「自己評価書」を提出していただきます。

9. 監査及び評価

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社の社員が監査のために派遣され実際に監査を行います。

また、平成18年度以降の寄附金配分事業の完了後に事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング調査(選定された案件につき)などがあります。ご協力をお願いします。

8

10. お問い合わせ

(1) お問い合わせの多い質問と回答

年賀寄附金ホームページにて、お問い合わせの多い質問と回答を掲載しておりますので、ご参照ください。

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

(2) 電話によるお問い合わせ

以下の電話番号にお問い合わせください。お問い合わせが多い場合には、電話がつながりにくいことがあります。あらかじめご了承ください。

申請希望事業が申請できる事業であるかどうかの問い合わせ等、事前問い合わせも歓迎します。

郵便事業株式会社 経営企画部 年賀寄附金事務局

電話：03-3504-4401 FAX：03-3592-7620

(土日祝日を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00 にお願いたします。)

11. その他ご注意

(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書に

ある実施責任者に電話等をさせていただく場合があります。

(2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管ください。

(3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

(4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

なお、審査委員長講評は配分事業リストに掲載されます。

12. その他ご参考情報

(1) 申請事業における動物の範囲：

動物愛護管理法に言う哺乳類、鳥類、爬虫類を主たる対象範囲とします。

飼養動物の愛護・保管・管理に加え、野生動物の保護を対象範囲とします

(2) 意見書：

政令により大臣又は都道府県知事の意見書を申請書に添付する必要があります。意見書は申請する団体の所管先ではなく、申請する事業内容を所管する部局へ交付を申請してください。

なお、所管する部局が分からない場合は、都道府県の動物愛護管理行政担当組織（以下のURLを参照）へご相談いただくことをお勧めいたします。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/index.html

交付申請の際には次のような書類が必要になる場合がございますので、申請前に予めご用意いただけますようお願いいたします。

- ① 意見書交付申請書（別紙1）
- ② 動物愛護寄附金配分申請書
- ③ 申請団体の定款あるいは寄付行為

なお、意見書及び意見書交付申請書は特に書式に決まりはありませんが、例文を別紙1、2のとおり作成しておりますので、ご参考ください。

意見書の交付には2～3週間程度の時間が必要とされております。必ず、余裕をもって4月9日頃までには、申請事業内容を所管する部門へ意見書の交付を申請してください。事業の所管について大臣あるいは都道府県知事から法律、法令等により政令市・中核市等に権限委譲されている場合は、委譲先の長による意見書でも結構です。その場合は委譲について記載のある条文等を添付ください。

意見書についてご不明な点がございましたら、年賀寄附金事務局までご連絡ください。

(4) WEBサイト：

WEBサイトに「動物愛護寄附金配分事業」についての参考情報を掲載しておりますので、ご参照ください。

- ① 年賀寄附金ホームページ
<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>
- ② 郵便CSRブログ
<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>
- ③ 動物愛護寄附金付切手発行について（プレスリリース）
http://www.post.japanpost.jp/kitte_hagaki/stamp/tokusyuu/2009/h210918_t.html
- ④ 動物愛護寄附金付切手について（郵便CSRブログ）
<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2009/12/60.html>

以上

【意見書作成申請書の作成例】

平成22年度動物愛護寄附金配分申請における
大臣（都道府県知事）への意見書の作成申請書

年 月 日

大臣（都道府県知事） 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

電話 番号

郵便事業株式会社が実施する「平成22年度動物愛護寄附金配分申請」に伴い、配分申請する事業を所管する大臣あるいは都道府県知事の意見書（「お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令」（昭和33年9月29日政令第279号）第2条第2項）が必要なため、意見書の作成をお願いいたします。

記

- 1、動物愛護寄附金配分申請書の写し 1部
- 2、定款あるいは寄付行為の写し 1部

以上

【意見書の作成例】

平成22年〇〇月〇〇日

郵便事業株式会社
代表取締役社長 鍋倉 真一 あて

〇〇大臣（都道府県知事）

〇〇 〇〇

印

平成22年度動物愛護寄附金の配分を申請する事業に関する意見について

平成22年度動物愛護寄附金の配分申請を行う次の法人は、下記に示す事業を実施する団体であり、同団体が寄附金の配分を受けて実施する事業は、当該事業目的に寄与するものと認められる。

記

申請団体名（法人名）：

実施事業名 　　　　　：

事業分野 　　　　　　　：

※事業分野については以下の4の事業のうち、該当する事業を記載してください。

お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に掲げる4の分野の事業

- ①社会福祉の増進を目的とする事業
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ④地球環境の保全を図るために行う事業